

県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱

令和 5 年 9 月 1 1 日
環境森林部環境森林課

(趣旨)

第 1 条 県は、県有施設における脱炭素を推進するため、第三者保有方式により脱炭素に資する設備を導入するに当たり、当該設備の設置に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和 4 年環政計発第 2203303 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、県有施設において、県又は県の指定を受けた施設管理者等と別表の対象設備の欄に掲げる脱炭素関連設備（以下「対象設備」という。）の賃貸借又は県有施設に自ら設置する太陽光発電設備からの電力供給に係る契約を締結する者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象設備の設置に要する経費に係る見積書
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第 6 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (2) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書

類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了の日の属する年度の終了後5年間保存すること。

（3）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え支援事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

（4）賃貸借料又は売電価格から交付された補助金相当分を控除すること。

（5）その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減

（2）補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセント以内の流用増減

（3）補助目的及び事業能率に影響を及ぼすおそれがない事業計画の細部の変更

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

（1）規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助対象事業変更承認申請書（別記様式第3号）

（2）規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助対象事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）

（3）規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助対象事業遅延等報告書（別記様式第5号）

2 知事は、規則第10条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、精算払（概算払）請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第 1 号）
- (2) 収支決算書（別記様式第 2 号）
- (3) 当該年度に取得財産等があるときは取得財産等管理明細表

2 第 4 条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第 4 条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を年度仕入に係る消費税等相当額報告書（別記様式第 7 号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入に係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限及び収入の納付）

第 12 条 規則第 21 条第 1 項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第 2 号及び第 3 号の規定により知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加した額が 50 万円以上の機械装置又は工具器具（試作品を含む。）とする。

2 規則第 21 条第 1 項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第 8 号）を知事に提出してこれを受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがある。

（書類の提出部数等）

第 13 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 11 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る県有施設脱炭素化推進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 12 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る県有施設脱炭素化推進事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る県有施設脱炭素関連設備導入事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 25 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る県有施設脱炭素関連設備導入事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る県有施設脱炭素化事業補助金から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

対象設備	補助対象経費	補助率
太陽光発電設備、 LED照明設備	事業を行うために直接必要な工事費（本工事費（一般管理費等の間接工事費を含む）、付帯工事費、機械器具費、測量試験費）、設備費及び業務費並びにその他必要な経費で県が承認した経費	補助対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)
蓄電池		補助対象経費の3分の2以内(1,000円未満切り捨て)（ただし、下記価格（※）の3分の2を上限とする。） ※家庭用 （4,800Ah・セル相当のkwh未満）： 15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用 （4,800Ah・セル相当のkwh以上）： 19.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）

別記

様式第1号（第5条、第11条関係）

事業計画（実績）書

1 事業実施者

代表事業者	名称			
	本店所在地	〒		
	担当者	担当者名		所属
		所在地	〒	
		電話番号		FAX 番号
		E-Mail		
共同事業者	名称			
	本店所在地			
	担当者名		電話番号	
	名称			
	本店所在地			
	担当者名		電話番号	

2 事業の内容

契約の種別	リース〔 ☐ 太陽光発電設備 ☐ 蓄電池 ☐ LED照明設備〕 ☐ 電力供給（PPA）		
契約日			
契約期間	年間（令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日）		
設備を導入する 県有施設			
事業スケジュール	工事開始予定日	令和 年 月 日	
	引渡予定日	令和 年 月 日	

導入設備 の概要	※設備に係る仕様（メーカー名、型式等）や図面等を添付すること		
事業効果	太陽光発電設備	出力 kW	想定発電量 kWh/年
	L E D照明設備	消費電力削減見込み kWh/年	
	蓄電池	容量 kWh	再エネ充放電見込み kWh
	C02 削減効果		
補助金の 効果	補助金がない場合	リース料 円/月	売電価格 円/kWh
	補助金がある場合	リース料 円/月	売電価格 円/kWh

※実績報告には、施工前、施工中、施工完了時の写真を添付すること。

様式第 2 号（第 5 条、第 11 条関係）

収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区 分	収入額
自己資金	
県補助金	
寄付金その他の収入	
計	

2 支出

（単位：円）

区 分	支出額
総事業費	
補助対象経費	
補助対象外経費	

（注）見積書により経費の内訳を示すこと。値引きの項目は設けないこと。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 〇〇 〇〇 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度県有施設脱炭素化事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、補助金等の交付に関する規則第 10 条第 2 項及び県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 補助金額等

単位：円

	変更前	変更後
補助金交付申請額		
補助金交付決定額		

(2) 補助事業内容

別紙「実施計画書（別記様式第 1 号）」及び「収支予算書（別記様式第 2 号）」のとおり

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助対象事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度県有施設脱炭素化事業補助金に係る補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補助対象事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度県有施設脱炭素化事業補助金に係る補助事業について、予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）ので、県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第 9 条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 事業が予定の期間内に完了しない（事業の遂行が困難となった）事由及び原因
- 4 3 の事由に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第 6 号（第 10 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

精算払（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度県有施設脱炭素化事業補助金について、県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込口座

金融機関名								
支 店 名								
銀行コード					支店コード			
預金の種類 (選択項目に丸)	普通 ・ 貯蓄 ・ 当座 その他 ()							
口座番号								
口座名義人 (カタカナ)								

※必ず申請者名義の口座にしてください。

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通常の口座番号と異なりますので、銀行に確認して間違いのないよう記入してください。

※通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号及びカナ口座名義人が表示されている面）の添付をお願いします。

担当者氏名	
連絡先	

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）により交付決定通知のあった 年度県有施設脱炭素化事業補助金について、県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け（文書番号）による確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

様式第 8 号（第 12 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 様

補助事業者名及び代表者

財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度県有施設脱炭素化事業補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱第 12 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 取得財産の品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
円
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

（注） 処分の方法の欄には、仕様、譲渡、交換、貸付け、廃棄等の別を記載すること。

(参考様式1)

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 様

住 所

氏 名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

補 助 金 交 付 申 請 書

県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱に基づく 年度県有施設脱炭素化事業補助金について、 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

記

1 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 事業経費に関する見積書
- (4) 対象設備に関する書類

2 本件担当者氏名等

氏 名

電話番号

E-M a i l